

## ノートパソコン貸与制度について

### 貸与の基準

申請区分		貸与期間	貸与費用		証明書類	備考
経済的理由	① 学資負担者が生活保護を受けている方	半年/1年	無償	—	生活保護に関する証明書：生活保護決定(変更)通知書(写)	
	② 入学前1年以内において、入学者の主たる学資負担者の死亡、又は入学者本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害（罹災証明書により証明されたもの。）を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難である方				死亡に関する証明書：死亡診断書(写)又は埋葬許可書(写) 災害に関する証明書：罹災証明書(写)	
	③ 上記①又は②に準ずるやむを得ない事情があると認められる方					
	④ 経済的理由により授業料免除を申請する方	1年	一部有償	* 1	貸与申請における証明書類の提出は不要	* 1 授業料免除結果が発表(7月頃の予定)されるまでの貸与費用(4か月分16,720円)は自己負担となります。授業料免除の申請内容及び選考結果を基に貸与許可者の選考を行い、貸与許可が正式に認められた方については残りの貸与費用を大学が負担します。貸与が許可されなかった方は自己負担(8か月分の予定, 33,440円)となります。
由以外	PC持参忘れ/PCの故障	一時	有償	全額		貸与を希望する場合は、大阪大学生協同組合のPCサポートカウンターで直接手続きしてください(在庫状況により、貸与まで時間を要する場合があります。)
	その他理由	一時	有償	全額		

- 注1) 貸与許可者は選考により決定します。選考に当たっては、入学料又は授業料免除申請及び免除結果に係る個人情報を利用することがありますので、予めご了承願います。
- 注2) ④の区分により申請する方は、授業料免除の申請内容及び選考結果を基に選考を行います。その結果、貸与不許可となった場合は、残りの貸与費用(8か月分の予定(33,440円))も自己負担となることをご了解の上で申請願います。
- 注3) 申請において虚偽記載及び偽造等が判明した場合は、貸与許可は取り消され、その間の貸与費用を支払っていただきます。

### 貸与申請の手続き

- 経済的理由(①～④)により、ノートパソコンの貸与を希望される場合は、次のとおり手続きを行ってください。
  - 提出書類
    - ノートパソコン貸与申請書
    - 証明書類：上の表の申請区分に該当する証明書類をaに添付して郵送してください。
  - 申請期日 令和8年3月13日(金) 消印有効
  - 貸与許可 ①～③の区分で申請された方で貸与が許可された方については、3月末日までに大学から「ノートパソコン貸与許可書」を送付します。④の区分で申請された方については、3月末日までに「ノートパソコン貸与許可書(仮)」を送付します。
  - 貸出方法 「ノートパソコン貸与許可書」又は「ノートパソコン貸与許可書(仮)」を【大阪大学生協同組合】のPCサポートデスクに提示して、貸出手続きを行ってください。「ノートパソコン貸与許可書(仮)」の方は、その際、4か月分(予定)の貸与費用(16,720円(税込))をお支払い願います。
- 貸与申請書類の送付・問い合わせ先
 

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学 教育・学生支援部 教育企画課  
TEL：06-6879-7104/7082 E-mail：gakusei-gakumu-zyoho@office.osaka-u.ac.jp

#### ノートパソコン貸与申請書の入手方法について

- 大阪大学HPからダウンロードする  
<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/faculty/general/2026>
- ダウンロードできない場合は、問い合わせ先に次のとおり記載のうえ、メールでご連絡ください。
  - ・メールタイトル：ノートパソコン貸与申請書希望
  - ・メール本文：受験番号、氏名、受取方法(メールでの返信又は郵送)
 メール受信後、ノートパソコン貸与申請書をメール又は郵送で送付します。